平成27年度 特定施設入居者生活介護公募 選定結果

事業者名	特定医療法人 北九州病院				_	
代表者名	理事長 重松 昭生				選定	
開設予定地	小倉南区沼緑町四丁目					
評価結果		配点	評価	得点		
	基本方針・運営方針に関するもの	法人の経営理念	4.0	В	3.2	
		施設の基本方針	4.0	В	3.2	
		利用者への情報提供、情報公開	3.0	С	1.8	
		利用者一人ひとりへのサービス提供	3.0	С	1.8	
		サービスの質の向上策	3.0	В	2.4	
		人材の確保と定着	3.0	В	2.4	
		職員の育成、職場環境	3.0	В	2.4	
		利用者の尊厳の保持	4.0	В	3.2	
		苦情解決の仕組み	3.0	В	2.4	
		事故防止対策及び事故発生時の対応	3.0	В	2.4	
		衛生管理等の対策	4.0	С	2.4	
		非常災害対策	4.0	С	2.4	
		虐待防止対策、身体拘束廃止	3.0	В	2.4	
		個人情報保護対策	3.0	С	1.8	
		地域との連携	3.0	С	1.8	
		地域住民への生活支援	3.0	С	1.8	
		認知症高齢者ケア	4.0	В	3.2	
		医療と介護の連携	3.0	В	2.4	
		環境への配慮	2.0	В	1.6	
		施設面での特徴	4.0	С	2.4	
		その他創意工夫や取組みの特徴	4.0	С	2.4	
		小 計	70.0	1	49.8	
	立地面・設置 場所に関するもの	立地面での特徴	10.0	С	6.0	
		設置場所	3.0	Α	3.0	
		事業計画の具体性・実現性と継続性	17.0	В	13.6	
		小 計	30.0	_	22.6	
	総 合 点 100.0			_	72.4	

評価レベル	乗率	
А	100%	特に優れている(高度な能力を有している)
В	80%	優れている(十分な能力を有している)
С	60%	普通(一応の能力を有している)
D	40%	不十分である
E	0%	不適切である

特定医療法人 北九州病院 事業者名 選定理由 〔総評〕 今回の提案については、全体的に各評価項目が一般的な説明にとどまらず、当該法 人の運営する介護・医療事業の実績を踏まえた具体性のある内容となっており、評価で きる。 特に、「サービスの質の向上策」では、定期的なアンケート調査をはじめ、利用者や家 族から積極的にニーズ等を把握するための複数の取組みが示されている。また、職員 がポケットマニュアルを携帯することで、標準的な介護手順や医療的措置、感染症対 策、緊急時の対応等をその場ですぐに確認できるようにするなど、サービスの質の確保 や向上に取組むための対応策が具体的に提案されており、評価できる。 また、「人材の確保と定着」では、人材確保のための様々な取組みが具体的に提案さ れており、福利厚生や職員のメンタルサポート体制の充実、理学療法士の移動・移乗の 指導による職員の腰痛予防など、人材定着に向けた実現性の高い方策も示されてい ヒアリングにおいても、各評価項目について、提案内容を踏まえたより具体的かつ明 確な回答が得られ、全体的に提案の実現性を十分に有することが確認された。 その他、プラスの評価となった主な項目については以下のとおりである。 [項目ごとの評価] 〇「職員の育成、職場環境」では、事業所や法人本部での勉強会や他の団体との研修 会、人事考課制度や休暇制度の充実、職員の心の健康ケアのための取組み等、様々 な機会や制度を活用した職員の育成、働きやすさを重視した職場環境の整備など、多 様な取組みが具体的に提案されている。 〇「利用者の尊厳の保持」では、オムツはずしのプロセスを含めた具体的な取組みを はじめ、障害のある方へのケア、羞恥心を与えることがないようにするためのケアな ど、多様な取組みが提案されている。また、職員の接遇や同性介助など、利用者の権 利擁護・人権保護のために取組むべき基本的な事項についても示されている。 ○「事故防止対策及び事故発生時の対応」では、事故防止策、事故発生時の対応、再 発防止策について、手順等を整理し具体的な取組みが提案されている。また、緊急時 対応マニュアルについては、事案別の適切な対応のため個別に作成することなども示 されている。 〇「虐待防止対策、身体拘束廃止」では、虐待防止や万が一発生した場合の対応、職 員のストレスマネジメントなど複数の取組みが具体的に提案されている。また、やむを 得ない場合に行う身体拘束について、原則廃止の方針のもと、検討・判断のプロセス を明確にし、適切に対応するための方策等が具体的に示されている。 ○「認知症高齢者ケア」では、予防・早期発見、認知症の方の自己決定を支えるため の様々な取組み、適切なケアのための職員スキルの向上、認知症高齢者ケアを地域 に普及させるための方策等が具体的に提案されている。 ○「医療と介護の連携」では、医療に対応する設備の導入、かかりつけ医との連携、他 法人の医療機関との積極的な連携、法人の医師による定期訪問、看取りの実施等、 医療ニーズが高い利用者の受入れについての取組みが具体的に提案されている。

付帯条件

- 利用者へのサービスの質の向上のために、職員が安定して働き続けることができるよう処遇の向上に努めること。
- 〇 指定までに既存の事業所が実地指導等で指摘を受けた場合は、指摘事項について 改善を行うこと。また、返還金等が発生した場合は誠実に返還すること。
- 指定までの期間も継続的に地域住民への説明を行い、理解と協力を得られるように 努めること。

- 選定後の図面協議により、市から設計変更等の要請があった場合は必ず応じること。この協議が終了しなければ工事には着手できないこと。
 開設予定地の自治会等の地縁による団体に加入するなどして、地域との交流に努めるとともに、自治会等と非常災害時における協力体制を構築するよう努めること。
 介護予防の拠点と地域交流の場としての役割を果たすために、地域交流スペースなどを有効に活用して地域との交流を積極的に行い、地域福祉・地域医療とのネットワークの強化に努めるとともに、地域における在宅支援の介護拠点を目指すこと。
 提案の早期実現に向け、十分な組織体制を整えるとともに、開設を安全・円滑に行うため、事前の職員研修等の準備を徹底すること。また、職員のキャリアアップを図るための支援を一層充実させること。
 その他会議意見
 医療法人が提供する住まいとして、医療ニーズが高い入居者についても最期まで住むことができる住居の模範となるよう努めること。
- 公募及び審査結果についてお尋ねがありましたら、下記までお問合せ下さい。保健福祉局 介護保険課 施設サービス係 (担当:西島、加治)TEL 093-582-2771 FAX 093-582-2095 ※来庁される場合は、必ず事前のご連絡をお願いします。北九州市ホームページアドレス http://www.city.kitakyushu.lg.jp/